

第10章 外資規制業種

カンボジアの投資法では、土地の所有権に関連する項目を除き、投資家が外国人投資家であることを理由とした差別はないと定められている。

したがって、外資であることを理由に参入できない業種はない。但し、「改正投資法施行に関する政令 No.111」の付属文書に、企業の国籍を問わず投資が禁止されている事業が掲載されている。

投資が禁止されている事業は以下の4事業。

- ① 向精神薬及び麻薬物質の生産、加工
- ② 国際規則または世界保健機構により禁じられた有害性化学物質、農薬・農業用殺虫剤、及び化学物質を使用したその他の商品で、公衆衛生及び環境に影響を及ぼすものの製造
- ③ 外国から輸入した廃棄物を使用した電力の加工及び発電
- ④ 森林法により禁じられる森林開発事業